

定款変更

モデル定款に対応するため以下の定款変更を行います。

(令和4年5月30日施行)

◇改定	◇現行
<p>定款 第3章 (役員)</p> <p>第14条第4項第5号 理事の業務執行の状況またはこの法人の財産の状況について、理事に意見を<u>述べ</u>もしくは<u>理事会の招集を請求すること</u></p>	<p>定款 第3章 (役員)</p> <p>第14条第4項第5号 理事の業務執行の状況またはこの法人の財産の状況について、理事に意見を<u>述べる</u>こと</p>
<p>定款 第4章 (会議)</p> <p>第22条第2項 2 理事長は前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。</p>	<p>定款 第4章 (会議)</p>
<p>第22条第3項 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した<u>書面</u>もしくは<u>電磁的方法により</u>、少なくとも開催日の<u>5日前</u>までに通知しなければならない。</p>	<p>第22条第2項 2 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した<u>通知を</u>、少なくとも開催日の<u>7日前</u>までに通知しなければならない。</p>
<p>第25条第1項 総会における議決事項は、第22条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。</p>	
<p>第25条第2項 2 総会の議事は、この定款に定めるもののほか、出席した社員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するときによる。</p>	<p>第25条第1項 総会の議事は、この定款に定めるもののほか、出席した社員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するときによる。</p>

◇改定	◇現行
<p>第 25 条第 3 項 <u>3 総会における社員の表決権は、会費の口数にかかわらず 1 社員 1 票とする。</u></p>	<p>第 25 条第 2 項 <u>2 総会における社員の表決権は、会費の口数にかかわらず 1 社員 1 票とする。</u></p>
<p>第 25 条第 4 項 <u>4 総会の議決について特別の利害関係を有する社員は、その議事の議決に加わることはできない。</u></p>	<p>第 25 条第 3 項 <u>3 総会の議決について特別の利害関係を有する社員は、その議事の議決に加わることはできない。</u></p>
<p>第 25 条第 5 項 <u>5 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面もしくは電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。</u></p>	
<p>第 26 条第 1 項 <u>やむを得ない理由のため総会に出席できない社員は、オンライン会議システム（Web 会議システム）を通じて出席することができるほか、あらかじめ通知された事項について、書面もしくは電磁的方法をもって表決し、または出席する社員を代理人として表決を委任することができる。</u></p>	<p>第 26 条第 1 項 <u>総会に出席しない社員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、または出席する社員を代理人として表決を委任することができる。</u></p>
<p>第 27 条第 1 項 <u>総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、これを保管しなければならない。</u> <u>(1) 日時及び場所（オンライン会議システムによる開催の場合は「オンライン会議システムによる開催」と明記）</u> <u>(2) 社員総数及び出席者数（オンライン会議システムによる出席者又は書面表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。）</u> <u>(3) 審議事項</u> <u>(4) 議事の経過の概要及び議決の結果</u> <u>(5) 議事録署名人の選任に関する事項</u></p>	<p>第 27 条第 1 項 <u>総会の議長は、総会の議事について議事録を作成し、これを保存しなければならない。</u></p>

◇改定	◇現行
<p>第 27 条第 3 項</p> <p>3 前 2 項の規定に関わらず、社員全員が書面もしくは電磁的方法をもって同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。</p> <p>(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容</p> <p>(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称</p> <p>(3) 総会の決議があったものとみなされた日</p> <p>(4) 議事録の作成にかかる職務を行った者の氏名</p>	
<p>第 30 条</p> <p>理事会は、年 2 回以上必要なときに開催するほか、次の各号の一に該当する場合に開催する。</p> <p>(1) 理事長が必要と認めたとき</p> <p>(2) 理事総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面もしくは電磁的方法をもって招集の請求があったとき</p> <p>(3) 第 14 条第 4 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき</p>	<p>第 30 条</p> <p>理事会は、年 2 回以上必要なときに開催する。</p>
<p>第 31 条第 2 項</p> <p>2 理事長は前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時理事会を招集しなければならない。</p>	
<p>第 31 条第 3 項</p> <p>3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した通知を、少なくとも開催日の 5 日前までに通知しなければならない。</p>	<p>第 31 条第 2 項</p> <p>2 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した通知を、少なくとも開催日の 7 日前までに通知しなければならない。</p>

◇改定	◇現行
<p>第 34 条第 1 項 <u>理事会における議決事項は、第 3 1 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。</u></p>	
<p>第 34 条第 2 項 <u>2 理事会の議事は、この定款に定めるもののほか、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するときによる。</u></p>	<p>第 34 条第 1 項 理事会の議事は、この定款に定めるもののほか、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するときによる。</p>
<p>第 34 条第 3 項 <u>3 理事会の議決について特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。</u></p>	
<p>第 34 条第 4 項 <u>4 理事が理事会の目的である事項について提案した場合において、理事の全員が書面もしくは電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。</u></p>	
<p>第 35 条第 1 項 <u>(理事会の書面表決等)</u> <u>やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、オンライン会議システム (Web 会議システム) を通じて出席することができるほか、あらかじめ通知された事項について、書面もしくは電磁的方法をもって表決し、または出席する理事を代理人として表決を委任することができる。</u></p>	<p>第 35 条第 1 項 <u>(理事長の書面表決等)</u> <u>理事会に出席しない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、または出席する理事を代理人として表決を委任することができる。</u></p>

◇改定	◇現行
<p>第 36 条第 1 項 <u>理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、これを保管しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>日時及び場所（オンライン会議システムによる開催の場合は「オンライン会議システムによる開催」と明記）</u></p> <p>(2) <u>理事総数及び出席者数（オンライン会議システムによる出席者又は書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）</u></p> <p>(3) <u>審議事項</u></p> <p>(4) <u>議事の経過の概要及び議決の結果</u></p> <p>(5) <u>議事録署名人の選任に関する事項</u></p>	<p>第 36 条第 1 項 <u>理事会の議長は、理事会の議事について議事録を作成し、これを保存しなければならない。</u></p>
<p>第 36 条第 3 項 <u>3 前 2 項の規定に関わらず、理事全員が書面もしくは電磁的方法をもって同意の意思表示をしたことにより、理事会の決議があったものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>理事会の決議があったものとみなされた事項の内容</u></p> <p>(2) <u>前号の事項の提案をした者の氏名又は名称</u></p> <p>(3) <u>理事会の決議があったものとみなされた日</u></p> <p>(4) <u>議事録の作成にかかる職務を行った者の氏名</u></p>	

◇改正の理由

モデル定款に準拠するため。

第3章 役員（監事の業務）

- ・第14条：監事の業務に理事会招集請求を追加

第4章 会議（総会関係）

- ・第22条：臨時総会の招集要件追加、総会招集時、書面に加えて電磁的方法も定義
- ・第25条：総会議決事項：あらかじめ通知した事項に限定
- ・第26条：書面表決時、書面に加えてオンライン会議システム並びに電磁的方法も定義
- ・第27条：議事録記載事項の明記（開催時並びにみなし決議時）

第4章 会議（理事会関係）

- ・第30条：開催要件を明記
- ・第31条：臨時理事会の招集要件追加
- ・第34条：議決に加われない条件追加
- ・第35条：書面表決時、書面に加えてオンライン会議システム並びに電磁的方法も定義
- ・第36条：議事録記載事項の明記（開催時並びにみなし決議時）